

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所において、トレーラー運転手として業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、切り離れたトレーラーをセットし、アウトリガー（足）を上げるハンドルを回そうとしたところ、反動でハンドルが回り、台木の上についていた請求人の左手中指にハンドルが当たり、左手中指を骨折した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同日、Dクリニックに受診し「左中指末節骨骨折」と診断され、平成〇年〇月〇日、E整形外科に転医し「左中指末節骨骨折」と診断された。請求人は、その後、療養を継続した結果、同年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたが、請求人には、既存障害として「左踵骨骨折」があり、同一系列に属する神経系統の障害として障害等級第12級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 本件障害補償給付支給請求書裏面のF医師作成の平成○年○月○日付け診断書及び請求人の申立てから、本件災害により請求人に残存する障害として検討すべきものは、左手中指の機能障害及び神経症状と史料するところ、改めて一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、請求人の同部位には、引用する認定基準の障害等級に該当する可動域制限は認められず、障害等級第14級の9「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当する神経症状が認められる。

請求人には、既に平成○年○月○日に発生した業務災害による既存障害が認められ、障害等級第12級の12と認定されているところ、本件災害による障害と既存障害は、いずれも障害系列表「系列13」の同一系列に属する神経症状に関する障害として評価されるものである。

そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、本件災害による請求人に残存する障害は障害等級第14級に該当するものと思料するが、その障害の程度は既存障害より重度であるとは認められないことから、引用する認定基準に示された「加重」には該当しないものと判断する。

- (2) なお、請求人は、中指の感覚が全くない旨の症状を強く主張するが、F医師

の診断書を含む一件記録を精査するも、同症状を裏付ける医学的根拠を見いだすことはできない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。